

## 児童手当の制度が変更されます

令和6年10月（12月支給分）から児童手当の制度が変更されます。一部の人は、申請が必要です。変更点は以下のとおりです。

- 所得制限の撤廃…所得制限限度額および所得上限限度額を超過していた人も支給対象になります。
  - 支給対象児童を高校生年代まで延長…支給対象児童が高校生年代（18歳に達する日以後最初の3月31日）まで延長になります。
  - 多子（第3子以降）加算額の変更および多子加算カウント方法の見直し
    - ・第3子以降の手当月額を3万円に増額します。
    - ・児童手当受給者が監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をしており、生計費の相当部分を負担している大学生年代（\*1）の子を児童数のカウント対象にします。
- （\*1）…18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後、22歳に達する日以後最初の3月31日までにある子

制度改正後の手当月額（令和6年10月分以降）		
児童の年齢	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	
大学生年代	支給なし（児童数のカウント対象者）	

- 支給月を年3回から年6回に増加…制度改正後、初回の振込は令和6年12月10日（10月・11月分）です。
- ※支給日が金融機関休業日にあたる場合は、その前の営業日が支給日です。

支給日	対象月
10月10日	8月・9月分
12月10日	10月・11月分
2月10日	12月・1月分
4月10日	2月・3月分
6月10日	4月・5月分
8月10日	6月・7月分



### 【下記に該当する人は、申請が必要です。】

- ①所得上限限度額以上のため、手当の支給がない人  
令和6年10月分以降の手当が対象になるため、申請が必要です。
- ②高校生年代の児童について支給要件児童としての登録がない人  
現在、児童手当を受給中でも、高校生年代の児童について支給要件児童として登録が無い場合、児童手当の増額の申請が必要です。なお、既に支給要件児童として登録がある場合は申請不要です。
- ③大学生年代の子に対し、経済的負担があり、第3子に影響がある人  
大学生年代の子について、以下の2点を満たす場合に確認書の提出があれば第3子以降加算のカウントの対象になります。
  - 監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護をしている
  - 生計費の相当部分を負担している

確認書の提出がない場合、下に弟妹がいても、当該児童が第3子以降加算の人数カウントの対象になりません。

**申請期限** 10月31日(木) (必着)

※ただし、申請期限経過後、令和7年3月31日（必着）までに申請があった場合は、令和6年10月分から遡って支給します（支給時期は遅れるので注意してください）。上記①～③に該当しない人は、申請不要です。児童手当の金額に改定がある場合は、通知書を11月以降に送付予定です。

**問合先** 子育て支援課